

建設業許可申請・届出の手引き

申請等の受付及び電話での問合せ

1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

2 場所・電話

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当（県庁第二庁舎3階）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 048-830-5176,5177

許可の通知について

許可通知書は、営業所の存在を確認するため、申請書に記入された主たる営業所の所在地に郵送されます。窓口交付は行いません。

転送不要扱いになっており、許可通知書が返戻された場合は営業所調査等を行い、実態がない場合には求められた許可を拒否することがあります。

更新の申請について

更新の申請は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までにしなければなりません。更新の申請を怠った場合、満了日経過後は許可の効力を失います。

更新時に合わせて業種追加や般・特新規の申請をする場合も、満了日の30日前までに申請しなければなりません。業種追加等の申請について補正を要した場合は、更新の申請と許可日が異なることがあります。

更新の申請は、埼玉県知事許可の場合は2か月前、国土交通大臣許可の場合は4か月前から受け付けています。

経営事項審査についての問合せ

経営事項審査担当 048-830-5183

建設業法違反行為についての問合せ

紛争相談・指導監督担当 048-830-5171

平成29年度（第1版（平成30年1月施行））

埼玉県県土整備部建設管理課

